

2025年6月19日

裁 定 書

控 訴 人 Z A P S P E E D

代表 笹 川 健 志 殿

被控訴人 加 納 康 雅 殿

一般社団法人日本自動車連盟

モータースポーツ審査委員会

委員長 園 高 明

委 員 木 下 美 明

委 員 佐 久 間 豊

委 員 鈴 木 洋 洲

委 員 曾 木 徹 也

主 文

本件控訴を認め、被控訴人に対し、被控訴人のレースタイムに40秒加算のペナルティを課する。

控訴料は、控訴人に返還する。

裁定の理由

1 事案の概要

2025年5月11日、SUGOインターナショナルレーシングコース（宮城県柴田郡村田町菅生6-1）で開催されたGSTR GRAND PRIX F110 CUP Rd. 2 SUGO Race 3 決勝レース（以下「本件レース」という）において、セーフティカーによるレースの中立化（非競技化）終了後の再スタート時に、ホームストレートの1

コーナー手前のコース上で、控訴人がエントリーする５８号車と被控訴人が運転する１２号車が接触したため、５８号車はコースアウトして横転し、クラッシュ大破してリタイアしたが（なお、５８号車のドライバーの身体及び命に別条はなかった）、１２号車はそのままレースを続け４位（レースタイム３８分３６秒７０８）で、フィニッシュラインを通過した。

競技会審査委員会は、１２号車について、ペナルティを課さなかった。

これに対し、控訴人は、本件レース終了後、１２号車にペナルティを課さなかったことを不服として、抗議を提出した。

競技会審査委員会は、ビデオにより確認した結果、後続する１２号車が先にアウト側に進路変更した直後に、その直前を走行していた５８号車が同じくアウト側に進路変更したため、１２号車は、５８号車を避け切れずやむを得ず接触したレーシングアクシデントであるとして、控訴人の抗議を却下した。

控訴人は、競技会審査委員会の裁定を不服として、本件控訴を行ったものである。

２ 審査の経過及び判断の理由

当審査委員会は、本件レースのオーガナイザー（主催者）提供によるビデオ、控訴人提出の５８号車の車載カメラのビデオ、１２号車の後続車の車載カメラのビデオを検証した。なお、１２号車の車載カメラのビデオは、何らかの不具合でＳＤカードに録画されなかったということであった。

また、当審査委員会は、大会競技長大谷保志氏、同審査委員会委員長鈴木澄夫氏、控訴人代表笹川健志氏、５８号車ドライバーマネージャー阿部光氏、１２号車エントラント代表阪口晃平氏の代理人中川清氏、被控訴人を審問するなどして、本件控訴を審理した。

（１）スタート又は再スタート直後に、接触による事故の発生の確率が

高く、その結果が重大になることもある。

また、本件レースは、前世代のF I A－F 4車両を使用するレースとして、ドライバーも比較的年齢の若い者が多い。各種レースにおいて共通のことではあるが、本件レースにおいても参加する全てのドライバー、エントラント、大会主催者は、スタート又は再スタート後の接触による事故を回避して、重大な結果を招かないよう配慮することが求められる。

(2) 本件レースのビデオを検証すると、再スタート後、58号車の直後に12号車が接近した位置にいて、12号車が、先にアウト側に進路変更して、その直後に58号車も同じくアウト側に進路変更し、その後両車が接触したことが認められる。

(3) 一方、スロットル開度等が表示される58号車の車載カメラのビデオでは、58号車は、接触直前ないしは接触とほぼ同時に、スロットルを緩め、軽くブレーキをかけていることが認められる。このような、58号車の動きは、1コーナー手前の自然・合理的な行動であり、特に不自然・不合理な点は認められない。

そもそも、レース中は先行車に優先権が認められるのであるから、後続する12号車としては、直前にいる58号車の動きを予測して、速度を緩めるなどして適切な距離を維持し、両車の接触を回避すべきであった。

被控訴人は、審問の際58号車がアウト側に進路変更してきた後も速度を緩めなかったと述べている。

以上によれば、12号車が、速度を緩めるなどして接触、衝突を回避する措置を取らなかったため、いわば追突するように両車の接触が生じたものであり、両車が接触した責任は、12号車に認められる。

(4) 12号車を運転していた被控訴人の前記行為は、2025スポーツランドSUGOインターナショナルレーシングコース4輪一般

競技規則の第4章第23条第4項第1号bの「他の競技車両に対する危険な接触行為」に該当し、ドライブスルーペナルティを課すべき場合であった。

そして、決勝レース終了後にタイムペナルティを課す場合は、本件レースの競技規則第13条第11項1では、加算されるタイムを40秒と規定しているので、被控訴人に対し、前記レースタイムに40秒を加算することとする。

よって、本件控訴を認め、主文のとおり裁定する。

以上